

宅建業

監督処分と罰則

資力確保措置などの義務に違反した場合は、**住宅瑕疵担保履行法**に基づく罰則等が科されるほか、**宅地建物取引業法**に基づく監督処分も課せられることになります。

違反例	資力確保措置を行わない [履行法11条1項]	未届出、適正でない又は 虚偽の届出 [履行法12条1項]	法第13条違反(契約制限)で新規契約を締結 [履行法13条]
住宅瑕疵担保履行法	新規契約の制限	新規契約の制限	
		・ 50万円以下の罰金 ・ 法人に対し両罰規定	・ 1年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金又はこれの併科 ・ 法人に対し両罰規定
宅地建物取引業法	指示 [業法65条1項及び3項]	指示 [業法65条1項及び3項]	指示 [業法65条1項及び3項]
	1年以内の業務の全部又は一部の停止命令 [業法65条2項2号]		1年以内の業務の全部又は一部の停止命令 [業法65条2項2号]
	〈情状が特に重いつき〉 免許の取消 [業法66条1項9号]		〈情状が特に重いつき〉 免許の取消 [業法66条1項9号]

★ 指示処分に従わないとき→業務停止処分。業務停止処分に違反したとき→免許取消